

## 「社会保険業務外部委託・労務相談等業務」評価基準書

・1,600点満点(価格点400点満点、技術点1200点満点(1:3))とする。

## (価格点の評価)

評価項目	評価基準	配点
1 価格	価格点=400(価格点の満点)×[1-(入札価格／予定価格)]	400

## (技術点の評価)

必須となっている評価基準については、担当部局で判断することとして、選定するかどうかを決定する。(0点の場合、不選定とする。) 評価項目のうち、評価基準の■印の項目の配点を合計して半分未満の点数となる場合には、選定しないものとする。 評価項目のうち、●印については全て必須の要件とし、1つでも満たしていない項目(配点が満点以外)がある場合には、総得点に関係なく選定しないものとする。	
--	--

	評価基準	配点
1.本業務への理解度		120
■ ● ①社会保険制度の仕組みを理解しているか。		20
■ ● ②本調達の背景・目的や全体像を理解した上で、仕様書に基づいた業務遂行方針となっているか。		100
2.前提要件		120
■ ● ①社会保険労務士法に定められた社会保険労務士法人として、登録又は届出を行っているか。		20
■ ● ②PMDAのすべての営業日(PMDAの休日は土曜日、日曜日、祝祭日と12月29日から1月3日)に、受託業務内容が実施できる体制となっているか。		20
■ ● ③社会保険労務士賠償責任保険に加入しているか。		20
■ ● ④データの送受信に関し、双方向の連絡共有ツールを有しており、情報セキュリティ対策がなされているか。		20
■ ● ⑤社会保険労務士個人情報保護認証事務所であること又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)により付与されるプライバシーマークを取得しているか。		20
■ ● ⑥本仕様書に基づく適切な業務遂行方針を示した「業務実施計画書」をPMDAに提出できているか。		20
3.業務実施体制・専門性の担保・適正な業務要員の確保		550
■ ● ①社会保険労務士として専門性を要する実務(「社会保険料に関する各種計算」、「社会保険事務に関する各種判断」、「PMDAからの相談に対応し、適切な対応方針や所要の手続きの提示」など)について、社会保険労務士が直接実務を実施する体制となっているか。 ※実務を社会保険労務士ではない要員が担当し、社会保険労務士が決裁のみ行う体制は不可。		100
■ ● ②社会保険労務士会に登録している社会保険労務士がPMDAと直接折衝を行う体制が構築されているか。		70
■ ● ③社会保険労務士会に登録している社会保険労務士が業務を主導・統括する体制が構築されているか。		100
■ ● ④業務品質(社労士としての専門性、正確性、業務効率性)が確保された具体的な業務手順が確立されているか。また、リスクヘッジ方法(誤計算・誤判断、スケジュール管理(納期遅延予防)、PMDAからの提供情報の改ざんや個人情報の漏洩など)が確立されているか。		100
■ ● ⑤社会保険労務士以外の者が業務に携わる場合でも社会保険制度に精通しているか。		60
■ ● ⑥業務開始までに、業務要員に対して、本業務の実施に必要な教育や研修(※主に以下の要点に係る)が実施され、その内容は適正か。 ※PMDAの人事給与業務に係る諸規程の把握 ※PMDAの事業概要(社会的役割)や本業務に係るPMDA側の目的の理解 ※社会保険業務の重要性(職員の財産や個人情報を扱うなど)への理解とそれを踏まえた心構え ※専門性や精通性を有していない者への説明力や対話力の養成		70
■ ● ⑦政府関係法人における本業務について経験がある場合には、経験を生かした業務手順や体制を確立しているか。		50
4.情報セキュリティ・個人情報保護の精度		330
■ ● ①受託者が使用する業務システムについて、政府の「情報セキュリティポリシー」に基づいた運用保守体制を構築し障害等の発生が予防できるよう最善の対策を講じているか。また、やむを得ず障害が発生した場合には、経緯や原因等(個人情報の漏洩の有無など)を速やかに整理するとともにPMDA側への報告と、その後の復旧処理や所要の法的手続きについて主体となって実施する体制を構築しているか。		100
■ ● ②受託者が使用する業務システムの運用方法、業務要員への教育も含めた業務手順や業務実施体制により精度の高い個人情報保護体制を有しているか。		100
■ ● ③履行場所のセキュリティ精度や情報管理環境について、個人情報保護の観点からも業務環境が適切か。		60
■ ● ④個人情報の目的外使用、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩などの予防や是正に関して、組織的・人的・物理的・技術的等の適正かつ合理的な水準での個人情報に係る安全管理体制・安全対策措置が確立されているか。		70
5.ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		80
■ ● ①女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)		40
■ ● ②次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)		20
■ ● ③若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		20
合計		1,200